

誰にでも権利として保障される生涯教育 そして生涯学習とは、何になるのか

—職業に関する内容に焦点を当てて—

柳 田 雅 明
(青山学院大学)

1. はじめに

人であるならば誰にでも権利として受益が保障される学びとは、何になるのか。それが何になるのかについて、まさに「生涯学習研究の挑戦—これからの可能性」という観点から、検討すべきではなからうか。小論では、その中でも重要性が高いものの研究が十分に進展している言いがたいものとして、職業に関する内容を焦点として検討していく。

その検討をするに際しては、まず国を超える目標として設定してあるものとして、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」を挙げておきたい。それは、2015年9月25日から27日に開催された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、ニューヨーク国連本部において、150を超える加盟国首脳の参加のもと、「国連持続可能な開発サミット」の成果文書として採択されている。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」として掲げられている17の目標のうち、「目標4」が「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」である。たしかに日本語を使う場面では、「質

誰にでも権利として保障される生涯教育として生涯学習とは、何になるのか（柳田雅明）
の「高い教育をみんなに」とのコロンバクトな文言が本とペンを示すロゴとともに示されることが多いものの、外務省による対訳にも見られるようにそれは生涯にわたった学びに機会を促進するものとなっている。そして、誰にでも受益できると明確に言及している下位目標が、次の2項となる。

4.3

2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

[中略]

4.5

2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

(外務省 Japan SDGs Action Platform [2020])

ところが、日本においては、法制上権利として誰にでも保障されていると明文化されている教育内容は、義務教育段階における「普通教育」のみである。「日本国憲法」における条文は、次となっている。

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

義務教育における普通教育以外に関しては、「教育基本法」においても、誰にでも権利と保障される教育内容が、関連する以下の条文においても具体的に規定されていない。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

たしかに、社会教育において重要視されてきたのは、「～からの自由」であったと言える。1945（昭和20）年8月に太平洋戦争が終わると、「社会教育」となってしまった社会教育への深い反省のもと公民館運動が展開され、1949（昭和24）年制定の「社会教育法」は、この公民館を法制上位置づけ政策推進対象とする条項を軸とした。公民館は住民であれば誰でも使用する権利が保障されている一方で、公民館の設置自体として教育内容に関しては、保障されてこなかったのである。

生涯学習という文脈においても、「教育基本法」第三条が「国民一人一人

誰にでも権利として保障される生涯教育そして生涯学習とは、何になるのか（柳田雅明）

が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」
 としているものの、学習内容に関しては踏み込んではいない。そして、第四条は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」となっており、「その能力に応じ」なくとも保障される教育内容については、実は言及されていないのである。

職業に関する能力開発に関する基本方針を規定する「職業能力開発促進法」においても、その基本理念を示すその第三条と第三条の二が次の通りとなっていて、誰にでも保障される内容は明示されていない。

（職業能力開発促進の基本理念）

第三条 労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たつての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。

第三条の二 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上の促進は、前条の基本理念に従い、職業生活設計に即して、必要な職業訓練及び職業に関する教育訓練を受ける機会が確保され、並びに必要な実務の経験がなされ、並びにこれらにより習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うことによつて図られなければならない。

2 職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない。〔以下割愛〕

となると、義務教育における普通教育のみが法制上誰にでも保障する内容

となる。はたして、それで良いのであろうか。

ここで念のため、小論における引用部分を除いての、生涯教育と生涯学習の定義をそれぞれ示したい。

生涯教育に関しては、次の山本恒夫による『生涯学習研究e事典』のものを用いる。

【定義】

生涯教育とは、個人、集団、社会の向上のために、生涯を通じて人間的、社会的、職業的な発達を図る営みのことである。

【説明】

生涯学習は、個人の側で行われる考え方や行動様式の変容の過程であるのに対し、生涯教育は、その個人に働きかけ、変容の中の発達を助長する営みである。（山本 2006）

そして、生涯学習の定義については、平成30年度『文部科学白書』にある次を用いる。

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。（文部科学省 [2019]）

この生涯学習の定義は、前述の山本（2006）が生涯教育と対比して示される生涯学習の語義と矛盾しないと解して小論を進めて行く。

2. 何を焦点として検討するのか

小論では、職業教育・訓練を焦点とする対象として、人であるならば誰にでも権利として保障すべき受益を検討していく。なぜなら、日本において法制上誰にでも保障されているのは、以上見てきた通り、義務教育における普

誰にでも権利として保障される生涯教育として生涯学習とは、何になるのか（柳田雅明）

通教育以外に見いだしたいからである。それでは、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」で明示されている「全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育」を「あらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」部分に欠けているのである。そもそも「日本国憲法」第二十七条が「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」とある以上、義務教育を終えた者にも勤労の義務を果たせるよう職業能力開発の機会を保障し拡充しなくては論理矛盾となる。

小論における検討に際しては、生涯教育として生涯学習において、誰にでも保障される権利とは何となるのかを、その教育と学習の内容を焦点にして切り込んでいく。たしかに教育の場を設定し教育と学習の環境を整えようと切った条件整備はとても重要である。しかし、何のための条件整備かと言えば、それは、教育内容を保障するためなのである。

さらに念のために申し上げれば、「日本国憲法」において義務とされるのは、保護者がその子女に義務教育機会を拒んでいけないことである。学齢期の子どももたまたま含め、教育機会を得る側にとっては、あくまでも権利であっても義務ではないのである。したがって、小論でも、教育と学習は、強制として与えられ受け入れられるものでは決していない。

3. 何を手がかりとして検討するのか

小論における検討の手がかりとしようするのは、誰であつても当然受益できる職業教育・訓練について次の2人が展開する論考である。すなわち、マイケル・F・D・ヤング（Michael F. D. Young）（1938-）と田中萬年（1943-）である。ともに学術研究として位置づくことされる論考を数多く公にしてきている。

研究方法は、文献検討を軸とする。そして、筆者が以上二人との間で行った面談および電子メール交換を補足資料とする。ただし、法解釈や立法のための方策といった法技術に関する検討を含め、法学専門上の議論にはまだ踏み込まない。

4. 何が先行研究となるのか

学術研究において、誰であつても当然受益できる職業教育・訓練機会についてその内容にまで踏み込んでいるものは、次の規準を満たしているものに限られていると言わざるを得ない。山本恒夫は、『生涯学習研究』e事典』において「ある学問が学として成立するためには、独自の研究対象があり、研究方法が自覚されていなければならない」（山本 2009）としている。となると、小論において検討の手がかりとするマイケル・F・D・ヤングと田中萬年による論が先行研究そのものとなる。このほか誰であつても当然受益できる職業教育・訓練機会について学術の手続きを踏んだ論考は、勝田（1973, pp. 45-80）まで遡らなくてはならないのかもしれない。そのような中にあつても、誰であつても当然受益できるといふ観点にいくらかとも関係するようなのが、Beck（2013）がまさにヤングの論考において権力ある者や選ばれた少数者だけが持つことを許されてきた知（knowledge）を誰にも保障するとの視点を着目して検討したものが挙げられる。邦文としては、柳田（2015）が、ヤングが「知に基づくカリキュラム（knowledge-based curriculum）」（Young 2013）を提起する意義は何なのか次の見解に至っている。それはなにより、あらゆる学び手、殊に不利な立場に置かれた者から、発想していることにある。まさに不利な立場に置かれた者をも含む学び手を出発点としていふことに意義があると捉えたものである。

一方、田中に関しては、職業に関する教育や学習に関して、誰にでも保障をするという観点から学術研究の手続きを踏まえて切り込んでいるものが見いだしたいと言わざるを得ない。

5. マイケル・F・D・ヤングによる展開

ヤングは、社会的に組織化された知としてのカリキュラム（curricula as socially organised knowledge）が、当たり前のように支配者側に都合良く

誰にでも権利として保障される生涯教育として生涯学習とは、何になるのか（柳田雅明）

編成されている（Young 1971）と告発することで世に登場してきた。1990年代からは、批判に徹してきたそれまでの手法を自己批判の上でいわば建設的な提言を加えての論（Young 1998）を展開している。その射程は、自身がロンドン大学教育研究所（Institute of Education University of London）（2014年よりロンドン大学ユニバーシティ・カレッジに統合されその一部局化）の16歳以降センター（Post 16 Centre）で勤務する中、学校教育に限定しない生涯にわたる学びにまで広がっている。その論（Young 1998, 2006, 2008, 2010a, 2010b, 2011, 2013; Young and Lambert 2014; Young and Muller 2014, 2016）は、学術誌論考さらには商業出版として公になっている。

ヤングは、なにより術語を保障するための起点を示そうとする。カリキュラムという術語を教育内容について一貫して用い、誰にでも権利として保障されるカリキュラム（entitlement curriculum）を實質として保障するための論理を展開してきた。職業教育訓練に関して論を展開するに際しては、ともに触発あってきたオーストラリア出身の職業能力開発研究者であるリーサー・ウイラーン（Leesa Wheelahan）が提起したpowerful knowledge（暫定訳「力満ちる知」）（Wheelahan 2007, 2010, 2018）なる術語をヤングは軸としてきている。

(1) 何を保障する教育内容としているのか

では、ヤングは、保障する教育内容を何にしているのか。それをヤングは、powerful knowledgeとなるための規準（criteria）として、次の通り設けている。

- ①それは、日々の生活経験から得られる常識と区別される。
 - ②それは、系統化されている（systematic）。
 - ③それは、専門化されている（specialised）。
- （Young and Lambert 2014, pp. 74-75）

ヤングは、学びにおける経験（experience）の大切さを認めつつも、学び自身の興味関心とその学んだという実感を大事にするということばかりに力をいれると、その場限りの体験にしかならないと痛感している（この点

は、ヤング本人と直接面会の際に常に強調される）。

そして、ヤングが展開する主張を特徴付けるのは、誰にでも保障される内容に「専門化されている」ことが含まれているということである。ここで着目できるのは、「専門化されている」ということがそのまま学問としての専門性だけに限られてはいないことである。その学問だけに限られない教育内容こそが、職業に関するカリキュラムとなる。その際、教育内容がすべての学び手に共通するものとはならない。なぜなら、職業ごとに存在する教育内容が大きな部分となるからである。

職業に関する教育内容に関しても、専門家だからこそ当該業務をしつかり遂行するために系統化されている知るべきことが、powerful knowledge（暫定訳「力満ちる知」）となる。

となると、powerful knowledgeは、日本語圏においてことに教育にかかわって実感的にも使われる「ばらばらの知識」ではありえない。知（knowledge）なる英語が意味する内容は、まさにヤングの主たる学問基盤である知識社会学において使われる場合と同じく、まとまりをもって機能することが大前提なのである。職業に関するカリキュラムにおいても、すべての者に系統知として取得できる機会を保障することが欠かせないとするのが、ヤングの論である。

(2) 誰に保障する教育内容を主張しているのか

ヤングは、あらゆる学び手、殊に不利な立場に置かれた者にも保障するカリキュラムの重要性を主張する。情報過多ともいえる中にあっても「知を忌避する」者たちも存在する故、「カリキュラムは、学び手の知へのアクセスすなわちその保障（entitlement）から出発しなくてはならない」（Young 2013, p. 107）との論を立てる。

ヤングは、義務教育をすべての者に権利として保障することを当然の前提とした上で、職業を通じて生計を立てられるような教育内容をも権利保障の対象とする。そして、ヤングがすべての者に権利としてのカリキュラムを保障すべきと主張する際、その想定する対象は、社会経済的な理由で不利な立場に置かれている場合が基本となる。

また、競争的に選別された学び手そして高等教育に関しては、ヤングは直

誰にでも権利として保障される生涯教育そして生涯学習とは、何になるのか（柳田雅明）

接の検討や問題提起の対象としない。なお、知的障害や学習速度の遅れがある場合などにおける習得保障の議論には踏み込んでいない。ただし、その教育内容は誰であっても保障すべきことを、2020年4月でのヤング本人との電子メール交換で確認している。

6. 田中萬年による展開

(1) 展開の前提となる日本における状況

では、田中（1986, 2013, 2017, 2020）が、日本を対象として展開する論についても検討していこう。そもそも田中は、民間での機会提供が難しいような場合出番となる公共職業能力開発を研究対象としてきた。そういった研究の基盤には、自身が公共職業訓練施設における指導をし、職業能力開発総合大学校においてその前身校も含め指導員を養成・研修してきたことがある。社会教育研究者である池谷美衣子は、田中に対して次のように評している。

その対象が子どもか大人かを問わず、かつ、学校教育と社会教育とを区分することなく、職業教育、もしくは、職業（労働）を通じた人間の陶冶を重視する立場から、広く教育全般をまなざしつづけてきた研究者を、評者は他に知らない。筆者は、educationに含まれている職業（労働）を含んだ人間形成・能力開発が、「教育」では軽視、ないし、欠落していることを告発する。加えて、「教育」概念そのものを対象とすることなく、対象や分野で切り分けることなく、かつ、教育のみに閉じることなく、労働を含めた社会の中の教育のありようを、どのように社会教育学が、ひいては、教育学が引き取っていくのか、その根本的な姿勢を私たちに問うているように思われる。（池谷 2018, p. 141）

田中が、保障する教育内容が何になるものかとしていくのみに踏み込んで検討していく前に、「日本国憲法」第二十七条が「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」となっていることをここで改めて示しておく。職業に関する日本において法制上の原理として、中学校社会科公民分野において欠か

せない教育内容となっている国民の三大義務の一つとなる「勤労」があるのである。

実は、義務教育である中学校において職業教育に関して、「日本国憲法」施行後であっても、専門別での職業教育が法制上も位置づいていたのである。

教育に関する国による正史となる『学制百年史』でも、次の通り記されている。

中学校における職業教育

新たに義務教育となった中学校の教育目標には「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」と評されている。そこで中学校に新たに「職業科」が設けられ、農業・商業・水産・工業・家庭がおのおのの科目としてその中に置かれ、生徒はそのうち一科目または数科目を学習することになっていた。授業時数は、週当たり、必修教科としての職業科は四時間、選択教科としての職業科は一〜四時間であった。その後昭和二十四年十二月局長通達で、職業科は「職業・家庭科」に改められ、その内容は、農・工・商等のわく<マ>をはずし、実生活に役だつ仕事を中心として構成されることとなったのである。授業時数は、必修・選択とも、週当たり三〜四時間であった。しかし、新しく発足したこの教科の施設・設備は乏しかった。（文部省 1972, p. 773）

このように、職業に関する教育内容が専門を選択するという形で誰にでも保障されていたのである。そして、それは、「技術・家庭科」という誰も共通に学ぶ「普通教育」という枠に、少なくとも結果としては収まるものとなり、専門化した職業教育は日本における義務教育から外れたのであった。

たしかに、「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（国際労働機関（ILO）第138号）は、15歳未満の若年労働を原則として禁じている。そして、15歳未満に対する専門化された職業教育は、目先の児童労働のためのもに流れやすい。普通教育の機会を奪うような狭い意味での職業教育は、ただただ目の前の作業を処理する力を身に付けさせようとするとすからであ

る。

権利を保障するということは、国にとってはそれを保障することが義務である。となれば、職業に関する内容は、義務教育後に保障されるものとなるはずである。

(2) 誰に何を保障する教育内容を主張しているのか

では、田中自身は誰に何を保障する教育内容を主張しているのか。その最も直接となるものは、日本職業教育学会のもとにあるウェブサイトに「エルゴナジーとは何か」に次の通り示している。

[前略] 子どもと大人に対する教育を区別する必要はなく、両者を兼ね備えてトータルに人の教育を考えるべきだと考えます。

[中略]

各個人の個性の発揮を考える場合、教育の先にある職業を無視することはできません。

[中略]

子どもと大人を区別せずに、職業、あるいは仕事に導く教育論を検討する必要があります。

[後略]

([田中] 最新更新年記載なし)

では、田中が、職業に関する教育訓練に関する論を展開するに際して、なにより強調し論証しようとするのは、何なのか。それは「職業・労働を忌避する教育観が醸成されている」(田中 2020, pp. 221-233) ことである。その検討手法は、歴史的文献資料を証拠立ててして、「教育」なる言葉が、成り立ちからして(田中 2013, 2017)、また「普通教育」なる概念規定が不適切であるもの故、「職業・労働を忌避する教育観が醸成されている」(田中 2020, pp. 189-220) ことによる弊害が生じていると主張するものとなっている。

たしかに、ようやく2016(平成28)年になって、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されている

ものの、専門化した職業教育には対応していない。

職業に関する教育内容について誰にでも保障されるものに関して具体的に何とするかについては、田中が示すのは、前述した「子どもと大人を区別せずに、職業、あるいは仕事に導く教育論を検討する必要がある」こととして「各個人の個性の発揮を考える場合、教育の先にある職業を無視することはできません」とすることまでである。なお、知的障害や学習速度の遅れがある場合などにおける習得保障の議論について、田中にも筆者は何度か尋ねてきているものの、「今後の課題」との返答をもらっているまでが現段階である。

7. ヤングと田中が展開する論における共通性

以上の通り、ヤングと田中は、職業に関して「人であるならば誰にでも権利として受益が保障される学び」として必要条件としてあるべき原理をめぐって論を展開している。ただ、実証科学という手法を用いず、自ら具体的に実証した結果に基づいて論を展開しているわけではない。

とはいえ、彼らが展開する論は、前出の規準「ある学問が学として成立するためには、独自の研究対象があり、研究方法が自覚されていなければならない」(山本 2009) に準拠するのであれば、少なくとも「学」として成立はしている。たしかにヤングも田中も、対象と方法ははつきりしている。ヤングは、社会学(sociology)における知(knowledge)から切り込む。田中は歴史資料を証拠立ててとする手法を採っている。

そして両者とも、「人であるならば誰にでも権利として受益が保障される」職業に関する教育内容について問題提起をして論を展開する。その上で、その目的に至るための目標に関して、ヤングは「専門化されている」を規準の一つとするいわゆるチェックリストを提示して、田中は前掲「子どもと大人に対する教育を区別する必要はなく」、「教育の先にある職業を無視することはできません。」とその留意点を示す。

8. ヤングと田中が展開する論への批判

ただ、ヤングと田中には、ともにその研究手法に関して厳しく批判されてきた事実がある。イギリスを代表する社会学者の一人と言えようA・H・ハルゼー（A. H. Halsey）は、「反実証主義の攻撃」との文脈でのみヤングを取り上げる（Halsey 2004, p. 119）。その上、潮木守一訳による『イギリス社会学の勃興と凋落：科学と文学のはざままで』（Halsey 訳書 2011）では、オックスフォード大学ナフィールド・カレッジでの出講においてハルゼー・トロウ共著の『イギリスの大学人（*The British Academics*）』が「あまりに実証的すぎ」のでシラバスに加えなかった（同訳書, p. 230）とのエピソードが、原著では脚注に置かれていたものが本文中に組み込まれ、さらには日本語訳者潮木による解説でもそれが再度取り上げられて（同訳書, p. 355）、さらにヤングを揶揄するものになっている。

また、ヤングが厳密な概念形成を何よりも重視する哲学からも距離を置いており、専門を超えて定義や再定義をすることに向かっていないことを筆者は問題視したい。この点についてヤング自身に2018年3月に筆者が尋ねているものの、自身は社会学によって研究しているもので、哲学とは専門性（discipline）が異なるとの反応であった。

田中へもその方法論への批判がある。末本（2010, p. 176）は、「田中が提起するのは、教育における労働の不在である。その不当性の告発が「教育」なるものの根本に向かうことは理解できるが、問題は用語探しをすることなのだらうか。」とする。吉留（2014, p. 58）は「論理展開や実証性、従来の教育学の知見や研究成果の把握といった点で、必ずしも十分とはいえない部分も散見される。」とする。そして池谷（2018, p. 141）も、「なにより、思想や歴史に関わる研究は、一定程度事実の解釈を伴うものである。その解釈について読者による検証を可能にしておくためには、煩雑に見えても、後人のために丁寧な文献提示を求めたい。幅広い検討対象から教育概念の本質に迫ろうとする本書は、そのような膨大な文献提示の上にこそ、よりいっそう学術的な価値を増すのではないだろうか。」としている。

しかし、以上の批判はみな、「人であるならば誰にでも権利として受益が保障される学び」問題提起に関して、不適切もしくは無意味であるとしてはいない。それら批判はあくまでも方法論に関するものである。

9. おわりに

以上小論では、誰にでも権利として保障される生涯教育そして生涯学習とは何になるのかについて、ヤングそして田中が展開する論を取り上げ検討してきた。ヤングと田中は、ともにあるべき必要条件となる理念すなわち目的としてそこへと至るための導となるまさに目標を語っている。

そこで、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」とともに、ヤングと田中とが提起し展開してきた論が彼らを受けてきた批判を踏まえて吟味の上、「生涯学習研究の挑戦—これからの可能性」を広げていくのは意義があると考えられるのはいかがであらうか。そして実証研究をするにあたってもこの二人の論を手がかりにすることによって、そもそもの問題意識をより明確化し理論を精緻にしていくのに、特に仮説生成をする際に参考になると筆者は感じている。

付記

小論執筆にあたっては、まず何よりも面談そして電子メール交信に快く対応いただいたきてきているマイケル・F・D・ヤングそして田中萬年に感謝する。また、本論考は、青山学院大学総合研究所「基盤研究強化支援推進プログラム」（2019年度および2020年度）による研究成果の一部である。その共同研究者および研究助言者は、次の通りである（敬称略）。

共同研究者 志村喬、中野和光、本田伊克、石黒万里子、小野克幸
研究助言者 望月重信、森岡修一

参考文献 [ウェブサイト最終確認日2021年2月19日]

Beck, John, 2013, Powerful knowledge, esoteric knowledge, curriculum knowledge,

- 誰にでも権利として保障される生涯教育として生涯学習とは、何になるのか（柳田雅明）
- Cambridge Journal of Education*, Vol. 43, Issue 2, pp. 177–193.
- Halsey, A. H., 2004, *A History of Sociology in Britain: Science, Literature, and Society*, Oxford University Press. (= 2011, 潮木守一訳, 『イギリス社会学の勃興と凋落: 科学と文学のはざままで』世織書房).
- 池谷美衣子, 2018, 「書評 田中萬年『教育』という過ち—生きるため・働くための「学習する権利」へ』」『社会教育学研究』54巻, pp. 140–141.
- 外務省, 2000, 「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(国際労働機関 (ILO) 第138号) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H13-0241.pdf>
- 外務省 Japan SDGs Action Platform, 2020, 「4: 質の高い教育をみんなに」『SDG グローバル指標 (SDG Indicators)』[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/21_SDG_indicator_data_list\(for_download\).xlsx](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/21_SDG_indicator_data_list(for_download).xlsx)
- 勝田守一, 1973, 『人間の科学としての教育学』(勝田守一著作集6), 国土社.
- 文部省, 1972, 「中学校における職業教育」『学制百年史』(記述編), 帝国地方行政学会.
- 文部科学省, [2019], 「生涯学習社会の実現」『文部科学白書』平成30年度 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201901/detail/1421865.htm
- 末本誠, 2010, 「田中萬年・元木健編著『非「教育」の論理—「働くための学習」の課題—』(明石書店, 2009年12月)」『日本社会教育学会紀要』46巻, pp. 174–178.
- 田中萬年, 1986, 『わが国の職業訓練カリキュラム』燭台舎.
- 2013, 「職業教育」はなぜ根づかないのか: 憲法・教育法のなかの労働・職業疎外』明石書店.
- 2017, 『教育という過ち: 生きるため・働くための「学習する権利」へ』批評社.
- 2020, 「奇妙な日本語「教育を受ける権利」誕生・信奉と問題』ブイッソーリューション.
- [田中萬年], 最新更新年記載なし, 「エルゴナジーとは何か」<http://www.jssvte.org/archive/kanto/index2f.htm>
- Wheelaan, Leesa, 2007, How Competency-Based Training Locks the Working Class out of Powerful Knowledge: a Modified Bernsteinian Analysis, *British Journal of Sociology of Education*, Vol. 28, No. 5, pp. 637–651.
- 2010, *Why Knowledge Matters in Curriculum: A Social Realist Argument*, Routledge.
- 2018, "Condition for theoretical knowledge in vocational education," In *Sociology, Curriculum Studies and Professional Knowledge: New Perspectives on the Work of Michael Young*, Guile, David, David Lambert, and Michael J. Reiss, eds., pp. 234–249, Routledge.
- 山本恒夫, 2006, 「生涯教育の概念」『生涯学習研究』日本生涯教育学会, <http://ejiten.javea.or.jp/content6d6e.html?c=TWpBeEIEVTA%3D>
- 2009, 「生涯学習研究の対象と方法」『生涯学習研究』日本生涯教育学会, <http://ejiten.javea.or.jp/content65b.html>
- 柳田雅明, 2015, 「知識に基づくカリキュラム」を今日提起する意義とは: 『カリキュラムの社会学者』マイケル・F・D・ヤングの近論から』『青山学院大学教職研究』創刊号, pp. 115–126.
- 2019, 「生涯学習とカリキュラム」日本カリキュラム学会編『現代カリキュラム研究の動向と展望』教育出版, pp. 168–174.
- 吉留久晴, 2014, 「田中萬年著, 『職業教育』はなぜ根づかないのか—憲法・教育法のなかの職業・労働疎外—」, 明石書店, 2013年」『産業教育学研究』44巻1号, pp. 57–58.
- Young, Michael F. D. ed., 1971, *Knowledge and Control: New Direction for the Sociology of Education*, Collier Macmillan.
- 1998, *The Curriculum of the Future: From the 'New Sociology of Education' to a Critical Theory of Learning*. Falmer Press.
- 2008, *Bringing Knowledge Back In: From Social Constructivism to Social Realism in the Sociology of Education*, Routledge.
- Young, Michael [F. D.], 2006, "Curriculum Studies and the Problem of Knowledge Updating the Enlightenment," In *Education, Globalization and Social Change*, Hugh Lauder, Phillip Brown, Jo-Anne Dillabough, A. H. Halsey, eds., pp. 734–741, Oxford University Press.
- 2009, Education, globalisation and the 'voice of knowledge,' *Journal of Education and Work*, Vol. 22, No. 3, pp. 193–204.
- 2010a, Why educators must differentiate knowledge from experience, *Pacific-Asian Education*, Vol. 22, no. 1, pp. 9–20.
- 2010b, The future of education in a knowledge society: The radical case for a subject-based curriculum, *Pacific-Asian Education*, Vol. 22, No. 1, pp. 21–32.

誰にでも権利として保障される生涯教育そして生涯学習とは、何になるのか（柳田雅明）

- 2011. The return to subjects: a sociological perspective on the UK Coalition government's approach to the 14–19 curriculum, *Curriculum Journal*, Vol. 22, No. 2, pp. 265–278.
- 2013. Overcoming the crisis in curriculum theory: a knowledge-based approach, *Journal of Curriculum Studies*, Vol. 45, No. 2, pp. 101–118.
- Young, Michael [F. D.], and David Lambert, eds., 2014, *Knowledge and the Future School: Curriculum and Social Justice*, Bloomsbury Academic.
- Young, Michael [F. D.], and Johan Muller, eds. 2014. *Knowledge, Expertise and the Professions*, Routledge.
- 2016, *Curriculum and the Specialization of Knowledge: Studies in the Sociology of Education*, Routledge.